

◇人材紹介の手数料に関する情報は以下のとおりです。

職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介 するサービス 【職業紹介サービス】	手数料負担者は求人者とします。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (労働条件通知書等に記載されている額) の 30 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等 に記載されている額) の 30 % 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 30 % 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料を最大として個別契約で手数料を申し受けます。

なお、上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算になります。